

横浜市子ども青少年局会計年度任用職員（相談指導担当社会福祉職週2日勤務：日額）
募集案内

1 職務内容：

児童虐待への初期対応後の面接記録・立会い・同行訪問など

※その他、大規模災害発生時における災害対応業務（基本的に補助的な業務で、時間内のみ）

2 応募資格：

(1) つぎのいずれかの資格を有する者

- ・社会福祉士または精神保健福祉士の国家試験受験資格を有する者
- ・社会福祉法により都道府県知事の指定する養成機関または講習会の課程を終了した者
- ・福祉事務所において相談・援助業務の実務経験が5年以上ある者
- ・厚生労働大臣が指定する社会福祉に関する科目のうち3科目以上は履修し、卒業した者

(2) つぎの全てに該当しないこと

- 児童福祉法、刑法、その他児童福祉に関連する法令に違反し、または違反するおそれのある行為を行った者
- 過去に児童福祉施設等で懲戒処分等を受けたことがある者、職務上の不適切行為のあった者

3 募集人数：1名

4 勤務条件および報酬

(1) 任用期間：令和8年4月1日～令和9年3月31日

(2) 勤務時間：8：45から17：15。 休憩時間は12時～13時。

(3) 勤務日：土曜日及び日曜日を除く週2日。（国民の祝日及び年末年始の閉庁日を除く）

(4) 勤務場所：横浜市西部児童相談所

（保土ヶ谷区川辺町5-10／相鉄線星川駅下車 徒歩3分）

(5) 給与：12,720円（令和7年度実績額です。任用期間中に報酬が変更となる可能性があります）

通勤費用（実費相当額）を別途支給

(6) 休暇：年次休暇等

(7) 社会保険：非該当

(8) その他勤務条件等は横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等

の規定に基づきます。

5 応募方法

書類提出期限（郵送または持参にてお申込みください）

令和8年2月26日（木）13時必着

提出書類（様式はホームページよりダウンロード、または西部児童相談所窓口でもお渡しします。）

ア 履歴書及び選考申込書（所定の様式）

イ 作文（所定の用紙）

ウ 応募資格を有していることを確認できる書類（写し可）

※ ご送付いただいた情報は採用選考においてのみ使用します。

※ 申込書類は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。

6 選考方法 提出書類による第一次選考で合否決定した上、第二次選考として面接を実施します。第一次選考合格者には面接日を連絡します。

7 面接選考（第二次選考）

（1）日程：令和8年3月5日又は3月6日の予め指定した日時

※ 日時の詳細は第一次選考の書類選考に合格された方のみにご連絡します。

（2）会場 横浜市西部児童相談所

（保土ヶ谷区川辺町5-10／相鉄線星川駅下車 徒歩3分）

8 合否決定通知：選考終了後、3月上旬以降に郵送にて連絡します。

9 その他：令和8年度予算が横浜市会において議決されることを停止条件とします。

お問い合わせ先・書類郵送先
横浜市保土ヶ谷区川辺町5-10
横浜市西部児童相談所
担当 相原、佐瀬、三宅
電話 045-331-5471